

Zentokkyo Monthly Report 2021年5月度

(各支部の活動状況)

一般社団法人 全日本特殊鋼流通協会

U R L <http://zentokkyo.or.jp>

E-mail info@zentokkyo.or.jp

	内 容
本 部	<p><u>第 25 回総務委員会</u> 日 時：5/10 (月) 15:00～17:00 於：Zoom 会議 出席者：13 名 内 容：①2020 年度事業報告書 (案) について ②2020 年度収支決算書 (案) について ③第 9 回定時総会について ④新規入会・退会員について ⑤2022 年新年賀詞交歓会について</p> <p><u>第 34 回運営委員会</u> 日 時：5/17 (月) 14:00～15:30 於：Zoom 会議 出席者：24 名 内 容：①2020 年度事業報告書 (案) について ②2020 年度収支決算書 (案) について ③第 9 回定時総会について ④新規入会・退会員について ⑤2022 年新年賀詞交歓会について</p> <p><u>第 26 回理事会</u> 日 時：5/17 (月) 16:00～17:00 於：Zoom 会議 出席者：23 名 内 容：第 1 号議案 2020 年度事業報告書 (案) について 第 2 号議案 2020 年度収支決算書 (案) について 第 3 号議案 第 9 回定時総会について 第 4 号議案 新規入会・退会員について 第 5 号議案 2022 年新年賀詞交歓会について</p> <p><u>第 23 回人材育成委員会</u> 日 時：5/24 (月) 15:00～16:00 於：Zoom 会議 出席者：14 名 内 容：①2020 年度販売技士・加工技士研修講座実施状況報告について ②2020 年度販売技士 1 級 WEB 研修講座実施状況について ③2021 年度販売技士・加工技士研修講座の計画 (案) について ④ウェビナーシステム開発概要及びスケジュールについて ⑤2022 年度研修講座のスケジュール検討について ⑥その他</p> <p><u>正・副会長による座談会</u> 日 時：5/26 (水) 13:30～15:30 於：鉄鋼会館 出席者：12 名 内 容：特殊鋼倶楽部広報誌「特殊鋼」2021 年 9 月号 (在庫・物流) の執筆について</p>
東京支部	特になし
大阪支部	<p><u>第 1 回運営委員会</u> 日 時：5/19 (水) 13:00～15:00 於：大阪・鐵鋼會館+Zoom 出席者：21 社 23 名 議 題：①2020 年度事業・収支 ②2021 年度事業・収支予算 (案) ③会員の異動他</p>
名古屋支部	特になし
東北支部	<p><u>支部運営委員会</u> 日 時：5/21 (金) 13:00～14:00 於：大同DMソリューション 出席者：11 名 議 題：①2021 年支部定時総会 6 月開催について 昨年同様「書面審議」する事で決定 ②2021 年度事業・収支計画 (案) について 特殊鋼販売技士 (2 級、3 級) はWEBにて開催</p>

	賀詞交歓会は各社1名宿泊で開催 ③その他 コロナ禍影響下、都度審議運営していく
北関東支部	特になし
静岡支部	特になし
九州支部	特になし
中国支部	特になし
青年部会	特になし

[事務局だより]

1. 経済産業省総務課より【周知依頼】

①緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について
 標記の件について、厚生労働省より感染予防及び健康管理に関するお知らせがまいりましたのでご連絡いたします。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、会員企業・団体への周知にもご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。令和3年4月23日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態が宣言に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正され、改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の取組に加え、「特定都道府県において、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により感出勤者数7割削減を目指すこと」とされたところです。厚生労働省所管団体においても労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただいているところですが、今般改めて、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等について、下記のURLで取りまとめさせていただきましたので、ご参照いただき、ご活用していただけますと幸いです。特に、URLに掲載の「職場における新型コロナウイルス感染症対策宣言～取組の5つのポイント～」のチェックリストや「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例」は、ご参考になる部分も多いと存じますので、ご活用いただき、感染拡大抑制にご協力いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

【別添資料：URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18234.html

【参考資料：URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html

②出勤者数の削減に関する実施状況の公表などについて

出勤者数の削減に関する実施状況の公表について

令和3年5月7日に改訂された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、

「経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む」とされたところです。「新たな日常」の象徴でもあるテレワーク等については、既に多くの事業者において取り組んでいただいているところですが、こうした事業者の実施状況について、エッセンシャルワーカーに配慮しつつ、定量的な取組内容に加えて、各事業者で工夫されたことなどを幅広く共有することで、好事例の横展開等を図ることができると考えています。この趣旨を踏まえ、留意事項を踏まえ、ご協力をお願いいたします。なお、本件に関するお問い合わせは、可能な限り、各団体において取りまとめいただきたいと存じますが、必要な場合には各企業から所管担当課室にお問い合わせいただいても構いません。

・各企業（特に上場企業等の大企業）・団体等は、テレワーク等の実施状況を自社のホームページ上で積極的に公表する。

・各企業・団体等の公表サイト（各社がホームページ上に公開するテレワーク等の実施状況のリンク先）等を、経済産業省が作成した以下のサイト上で登録する。

※登録いただいた情報の取扱いは、5/18(火)までに登録いただいた情報を、まず5/19(水)に経済産業省から公表します。その後、毎週火曜日までに追加登録いただいた情報を、翌日水曜日に追加公表いたします。詳細は、同サイトをご確認ください。

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kanbo-somu/remote-work>

・各企業・団体等において、他の企業・団体等の情報も参考にしつつ、出勤者数の削減に取り組む。

2. 経済産業省金属課より【周知依頼】

令和3年度当初予算「ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業」の公募を5月12日（水）から開始しましたので、お知らせします。ご関心をお持ちの会員企業の方々へ周知くださいますようお願いいたします。本事業は、複数の中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む生産性向上を推進する取組等に係る経費の一部を補助するものです。

（注）本補助金は、経産省のポータルサイト「jGrants（ジェイ・グランツ）」でのみ申請を受け付けております。

電子申請には、ID取得（gBizIDプライム）が必要ですので、ご注意ください。

【ID取得ページ】 <https://gbiz-id.go.jp/app/rep/reg/apply/show>

【支援内容】

- ・一般社団法人ビズ・ディスタンス協会 理事
(freee 株式会社 金融アライアンス事業部 部長) 山本 聡一氏
[ファシリテーター]
- ・東京都オリンピック・パラリンピック準備局 輸送担当部長 松本 祐一

◇2. 【東京都】身近な場所でテレワークを実施できる環境の整備を促進します
～小規模テレワークコーナー設置促進助成金～

東京都では、感染症の拡大防止と経済活動の両立に向け、テレワークの更なる定着のため、地域の個店や商業施設等を活用して小規模なテレワークコーナーを設置する都内中小企業等に対し、整備費を助成いたします。ぜひご活用ください！

【対象】

常用する労働者が300人以下の企業で、都内に本社または事業所を置く事業者等
※その他要件あり

【助成金額・助成率】

助成金額：最大50万円 助成率：1/2

【主な対象経費の例】

机、イス、パーティション等購入経費 / Wi-Fi・電源等設置経費 等

※問合せ先や事業の詳細についてはこちら↓

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/syoukibo.html>

◇3. 【東京都】テレワーク・マスター企業支援事業<<受付〆切6月30日(水)>>
～中小企業を対象にテレワークを実施した企業に奨励金を支給します～

東京都では、感染症拡大防止とテレワークの定着に向け、「週3日・社員の7割以上」、3か月間、テレワークを実施した企業を「テレワーク・マスター企業」として認定し、通信費や機器など企業が負担・支出した経費に基づき、最大80万円の奨励金を支給します。

■小規模テレワークコーナー設置コース■

【対象】

常時雇用する労働者が1名～300名以下の都内中小企業等

【要件】

- ・「テレワーク東京ルール」実践企業宣言に登録
- ・トライアル期間中に、テレワーク実施可能な社員数のうち、「週3日・社員の7割以上」、3か月間テレワークを実施

※その他要件あり

※問合せ先や事業の概要はこちら↓

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/telework/master/>